

# 自動車リサイクル法

## 引取業者 登録（新規・更新・変更）申請の手引き

引取業者登録（新規・更新）申請に必要な書類は、次のとおりです。

1 申請書様式

- ① 引取業者登録（登録の更新）申請書【様式1】
- ② 誓約書【第45条関係】

2 住民票の写し又は登記簿の謄本

《申請者が個人である場合》

発行から3ヶ月以内の住民票の写し

※本籍（外国人の場合は国籍等）記載、マイナンバー（個人番号）未記載のもの

《申請者が法人である場合》

発行から3ヶ月以内の登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）

《申請者が未成年者である場合》

法定代理人が個人である場合：発行から3ヶ月以内の住民票の写し

※本籍（外国人の場合は国籍等）記載、マイナンバー（個人番号）未記載のもの

法定代理人が法人である場合：発行から3ヶ月以内の登記簿の謄本

（現在事項又は履歴事項全部証明書）

3 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

《十分な知見を有する者が確認を行う場合》

その者の知見を有することを証する書類（自動車整備士又は査定士の資格証など）の写し

《確認方法を記載した書類を常備し、確認を行う場合》

その確認方法を記載した書類（別添資料を参考に作成してください。）の写し

4 申請手数料 5,250円

※申請時に、こちらで用意する納入通知書による指定金融機関への現金での納入となります。納入後、納入控による納入確認をさせていただきます（できるだけ15時までにご来庁願います）。

5 《前回の申請又は変更の届出以降に変更がある場合》

次ページを参照してください。

※3の添付書類は、使用済自動車の引取を行う全ての事業所ごとに必要です。

※登録後は、事業所ごとに標識（大きさは縦横20cm以上で①氏名又は名称②登録番号を記載）を設置してください。

【問い合わせ先】	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階 札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 TEL011-211-2927
----------	---

引取業者登録の変更届出に必要な書類は、次のとおりです。

以下の変更を行った場合は、変更日から 30 日以内に届出をしてください。

1 届出様式

引取業者変更届出書【様式 2】

誓約書【第 45 条関係】

2 添付書類 ※変更事項に係る書類のみ添付してください。

変更する事項	添付書類
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	① 個人の場合：発行から3ヶ月以内の住民票の写し ※本籍（外国人の場合は国籍等）記載、マイナンバー（個人番号）未記載のもの ② 法人の場合：発行から3ヶ月以内の登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）
事業所の名称及び所在地	添付書類はありません
法人の役員（取締役、相談役、顧問、株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等）の氏名	① 発行から 3 ヶ月以内の登記簿の謄本（履歴事項全部証明書） ※役員が新任された場合等は、変更届出書に記載する氏名にふりがなを忘れずにつけてください。
未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）	① 法定代理人が個人である場合：発行から3ヶ月以内の住民票の写し ※本籍（外国人の場合は国籍等）記載、マイナンバー（個人番号）未記載のもの ② 法定代理人が法人である場合：発行から3ヶ月以内の登記簿の謄本（現在事項又は履歴事項全部証明書）
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	① 十分な知見を有する者が確認を行う場合：知見を有することを証する書類（自動車整備士又は査定士の資格証など）の写し ② 確認方法を記載した書類を常備し、確認を行う場合：その確認方法を記載した書類の写し（別添資料を参考に作成してください。）

【問い合わせ先】 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階  
札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 Tel011-211-2927